

＜東大和市インターネット公有財産売却ガイドライン＞

東大和市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の東大和市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続き等に関して、本ガイドラインとK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドライン等との間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

第1 公有財産売却の参加条件等

1 公有財産売却の参加条件（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません）

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方（別紙参照）

（2）東大和市暴力団排除条例（平成24年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員もしくは同条第3号に規定する暴力団関係者またはこれらの利益となる活動を行っている方（以下「暴力団等」といいます。）

（3）日本語を理解できない方

（4）東大和市（以下「市」といいます。）が定める本ガイドラインおよびK S I 官公庁オークションに関連する規定・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方

（5）公有財産の買受について、一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない方

（6）当該公有財産に関する事務に従事する市の職員

（7）日本国内に住所、連絡先がいずれもない方

（8）18歳未満の方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

（1）公有財産売却は、地方自治法等の規定に則って市が執行する一般競争入札及びせり売り（以下「入札」といいます。）の手続きの一部です。

（2）売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間市の実施する入札に参加できなくなることがあります。

（3）公有財産売却に参加される方は入札保証金（予定価格の10%以上の額）を納付してください。

（4）公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や市において閲覧に供されている入札の公告等を確認し、関係公簿等の閲覧等により十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

（5）市が実施する物件に関する説明会が開催される場合は、入札前に確認してください。なお、市が実施する物件に関する説明会に参加しない場合においては、この入札に関するす

すべての事項を承知のうえ、入札に参加しているものとみなします。

(6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I 官公庁オークションの運営事業者）の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込み等の一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、市のホームページより「公有財産売却参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）」、「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次の「必要書類一覧」のいずれかの書類を添付のうえ、市のインターネット公有財産売却事務における主管課（以下「市の担当部署」）に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

（必要書類一覧）

- ・ 申込書
- ・ 誓約書
- ・ 住民票（発行後3か月以内のもの）抄本
- ・ 商業登記簿謄本（法人で申し込む場合・発行後3か月以内のもの）
- ・ 印鑑登録証明書（印鑑証明書）（発行後3か月以内のもの）

※公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にあるご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。（自動車の納付方法は「クレジットカード」のみとします。）

※複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票抄本及び印鑑登録証明書等は1通のみ提出してください。

(7) 公有財産売却の全部、または特定の売却区分（財産の出品区分）の売却が中止になることになることがあります。

(8) 書類取得に係る費用や郵送料等入札参加に必要な費用は申込者の負担となります。

3 公有財産売却の財産の権利移転等についての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

4 個人情報の取扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録等のされている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびK S I 官公庁オークションのログインID

(以下「ログインID」といいます。)に登録されているメールアドレスを市に開示され、かつ市がこれらの情報を市の規程に基づき保管すること。

※市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせ等を電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDを売却システム上において一定期間公開されること。

エ 市が収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置等を行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容等と異なる場合は、落札者となっても所有権移転等の権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について(不動産の場合)

(1) 共同入札とは一つの財産(不動産)を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続きおよび入札手続き等については、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書、住民票抄本および共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書等の書類を入札開始までに市の担当部署に提出することが必要です。なお、申込書は市のホームページより印刷することができます。

ウ 申込書等に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容等と異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ 動産・自動車の場合は、共同入札はできません

第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

(1) 仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より、住民登録のされている住所、氏名等(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)の公有財産売却の参加者情報を登録し、公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

(2) 参加申込み(本申込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、市のホームページより、申込書、誓約書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票抄本（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、市の担当部署に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

・法人で公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

・不動産について共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書、住民票抄本および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書等の書類を市の担当部署に提出（郵送の場合は申込締切日の消印有効）することが必要です。

2 入札保証金の納付について

（１）入札保証金とは地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

（２）入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のア又はイの2通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

※自動車の場合、納付方法はクレジットカードのみとなります。

※入札保証金には利息を付しません。

※原則として、入札開始2開庁日前までに市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報（住所、氏名、電話番号）をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、市のホームページより申込書、誓約書及び役員一覧表（法人のみ）を印刷し、必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、市が

指定する日時まで（必着）に市の担当部署へ提出してください。

※使用可能なクレジットカードはK S I 官公庁オークションホームページにてご確認ください。

※法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込による納付

振込先口座は、公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、申込者へ送信される仮申込み完了メールにてお知らせいたします。

※振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

※市が納付を確認できるまで日数を要することがあります。

※原則として、入札開始2開庁日前までに市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還されません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札を無効とする取扱い

市は、地方自治法施行令第167条の4第1項等に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を無効として取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、

くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDを落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログインIDと落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 市から落札者への連絡

落札者には、市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しないために、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

※当該電子メールに表示されている整理番号は、市に連絡する際や書類を提出する際等に必要となります。

（２）落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違い等の場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

３ 落札者に対する売却の決定

市は、落札後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

（１）契約の際には市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印し、契約金額に応じた収入印紙を貼付のうえ、市の担当部署に提出してください。

なお、不動産について共同入札した場合は、公有財産売却の財産の持ち分割合を契約前に市に対して任意の様式により連絡してください。

（２）売却の決定金額は、落札者が入札した金額とします。

（３）落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

４ 売払代金の残金の納付

（１）売払代金の残金の金額

契約保証金は「契約保証金充当依頼書」に基づき売払代金に全額充当し、売払代金の残金は、契約保証金を差し引いた金額となります。

（２）売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金の納付期限は、不動産の場合、契約締結後６週間程度、動産・自動車の場合、落札後２週間程度となります。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は市の指定する方法（市の指定する口座への銀行振込、または市が用意する納付書）で納付してください。なお、振込手数料等の売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに市が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。入札保証金返還の方法は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

S B ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者等のクレジットカードの引き落としの時期等の関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります

第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札の手続き

入札は、入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」又は一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者等の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札

期間の自動延長は行いません。

(2) 入札を無効とする取り扱い

市は、地方自治法施行令第167条の4第1項等に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を無効として取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札を無効とした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2 落札者の決定等

(1) 落札者の決定入札期間終了後、市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知等市は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 市から落札者への連絡は入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しないために、市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し返還しません。

※当該電子メールに表示されている整理番号は、市に連絡する際や市に書類を提出する際に必要となります。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違い等の場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 落札者に対する売却の決定

市は、落札後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

(1) 契約の際には市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印し、契約金額に応じた収入印紙を貼付のうえ、市の担当部署に提出してください。

なお、不動産について共同入札した場合は、公有財産売却の財産の持ち分割合を契約前に市に対して任意の様式により連絡してください。

(2) 売却の決定金額は、落札者が入札した金額とします。

(3) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

契約保証金は「契約保証金充当依頼書」に基づき売払代金に全額充当し、売払代金の残金は、契約保証金を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限

落札者は、売払代金の残金納付期限までに市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金の納付期限は、不動産の場合、契約締結後6週間程度、動産・自動車の場合、落札後2週間程度となります。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は市の指定する方法（市の指定する口座への銀行振込、または市が用意する納付書）で納付してください。なお、振込手数料等の売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに市が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

S B ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者等のクレジットカードの引き落としの時期等の関係上、一旦実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第5 権利移転及び引き渡し

1 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア 市は売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

- イ 権利移転に伴う一切の費用は落札者の負担となります。
- ウ 市が用意する「所有権移転登記請求書」に必要事項を記入・押印し、住民票抄本（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））（いずれも発行後3か月以内のもの）及び登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙、その他市が求める書類を、売払代金の残金納付後10日以内に市の担当部署へ提出してください。
- エ 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」及び共同入札者全員の住民票抄本（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に市の担当部署に対して任意の書式にて届け出てください。
- オ 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後1か月半程度の期間を要することがあります。
- カ 所有権移転登記完了の日に現状のまま引渡しがあったものとします。

（2）自動車の場合

- ア 自動車は、一時抹消登録して引き渡します。
- イ 権利移転及び引き渡し（輸送を含む）に伴う一切の手続き及び費用は落札者が負担することとします。
- ウ 落札者は引き渡しを受ける際に、本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、旅券）を提示してください。なお、代理人が引き渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した委任状と、代理人の本人確認書類を提示してください。
- エ 落札者は引き渡しを受けた後、市が用意する市有財産受領書を提出してください。
- オ 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所においてすみやかに登録の手続きをしてください。なお、必要に応じて市が落札者に登録の確認のための書類を求めることがあります。
- カ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

2 その他の事項

- （1）権利移転の時期については、売払代金の残金を納付したときに移転します。
- （2）落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
- （3）公有財産売却の財産については現況有姿で引き渡すものとし、市は契約不適合責任を負いません。
- （4）落札された公有財産の保管を求める場合は、市が用意する保管依頼書を提出してください。なお、保管費用が必要な場合、売払代金納付後の保管費用は落札者の負担となります。
- （5）公有財産売却の財産内の動産類やゴミ等の撤去等は、原則としてすべて落札者の負担で行ってください。

第6 注意事項

1 売却システムに不具合等が生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後に相当期間経過しても開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

ウ せり売形式において入札終了後に相当期間経過しても落札者を決定できない場合

2 公有財産売却の中止と入札保証金の返還

やむを得ない事情により、公有財産売却の参加申込み開始後、公有財産売却の全部または特定の売却区分（財産の出品区分）について中止することがあります。

公有財産売却が中止となった場合、入札保証金は返還します。なお、銀行振込等により入札保証金を納付した場合、返還までに4週間程度を要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者等（以下「入札者等」といいます。）に損害等が発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者等に損害が発生した場合、市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合等により、入札者等に損害が発生した場合、市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者等の使用する機器および公有財産売却の参加者等の使用するネットワーク等の不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者等が使用する機器およびネットワーク等に不備、不調等が生じたことにより入札者等に損害が発生した場合、市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者等が入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができない等の事態が発生したとき、それに起因して入札者等に生じた損害について、市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者等の発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変等を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となる等の被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、市は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者等が、自身のログインIDおよびパスワード等を紛失もしくは、ログインIDおよびパスワード等が第三者に漏えいする等して被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

5 リンクの制限等

市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、市が公開している情報(文章、写真、図面等)について、市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻等

(1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格等の金額は、日本国

通貨により表記しなければならないものとしします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格)X0208をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示等と異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 公有財産売却参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

10 東大和市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとしします。なお、改正を行った場合には、市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、市が掲載したものでない情報については、公有財産売却に関する情報ではありません

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき